



# JAすこやか倶楽部

JAで年金をお受取りいただくと、  
JAならではのうれしいサービスがご利用いただけます。



**無料ダイヤル**

【受付日・受付時間等は  
各項目をご覧ください。】



**0120-180-860**

JA名のあとに受けたい相談をオペレーターに伝えるだけです。

## 健康・介護相談

365日・24時間

健康・介護などに関する質問に専門スタッフがご相談に応じます。(ただし、病状の診断や判定は行いません。)

## 年金相談

毎週火・水・木曜日 午前10時～午後5時受付  
(祝日・年末年始は除きます)

年金に関する質問に社会保険労務士がお答えします。(ただし、年金の受取額の計算は行いません。)

## 税務相談

毎週水曜日 午前10時～午後5時受付  
(祝日・年末年始は除きます)

土地、建物、利子にかかる税金など税に関することのご相談に税理士がお答えします。(仕組み・手続きなどについてお答えします。)

## 法律相談

毎週水曜日 午前10時～午後5時受付  
(祝日・年末年始は除きます)

法律に関するご相談に弁護士がお答えします。(仕組み・手続きなどについてお答えします。)

## 専門医相談

365日・24時間受付

病気に関するご相談に専門医がお答えします。(ただし、精神科・心療内科は除きます。)

## 栄養相談

365日・24時間受付

栄養士が食生活の改善に適切なアドバイスを行います。

※本サービスは、共栄火災海上保険株式会社および同社の業務提携先から提供いたします。

## 交通事故 見舞金制度

(当JAと共栄火災海上保険(株)との間で保険契約を締結しています。保険料は当JAで負担しておりますので、お客様のご負担はありません。)年金受給者の方が不慮の交通事故等によってケガをされ、万一死亡または後遺障害を被られた場合に見舞金(死亡保険金、後遺障害保険金)が共栄火災海上保険株式会社から支払われます。詳しい補償内容はJAにお問い合わせください。

[ご注意] 交通事故見舞金制度をご希望にならない方は、JAの窓口までお申し出ください。

ご加入の手続きはカンタンです。

年金受取口座をお近くのJAにご指定いただくだけ。

(年金受取のお手続きについては、お気軽にJAの窓口にご相談ください。)



※サービス開始は平成27年4月15日からとなります。

# 「JAすこやか倶楽部」 交通事故見舞金制度のご案内

(交通事故傷害保険+死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約付帯)

「JAすこやか倶楽部」とは

JAで年金をお受け取りのみなさまに対し、健康・介護相談、年金相談、税務相談、法律相談、専門医相談、栄養相談などの電話相談サービスをご提供するとともに、不慮の交通事故等により被った傷害で、万一お亡くなりになった場合、または後遺障害になられた場合に、見舞金（交通事故傷害保険金）をお支払いする傷害保険制度です。

お客様の保険料負担はございません。

## 1. 補償対象となる方（被保険者）

JAにて年金をお受け取りいただいている皆様（保険事故発生時において）

## 2. 見舞金額

★死亡時見舞金額 7万円

★後遺障害見舞金は、その程度に応じて2,800円～7万円（1被保険者あたり）のお支払いとなります。

## 3. 見舞金が支払われる場合

被保険者が日本国内または日本国外において、次の事故等による傷害がもとで事故の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または後遺障害になられた場合に見舞金をお支払いいたします。

### ★ [交通事故傷害事故例]

- ・乗り物に搭乗していない被保険者が、乗り物（自動車、電車、航空機、船舶、エレベーターなど）との衝突、接触などの交通事故に遭い、死亡・後遺障害に至った場合
- ・乗り物に搭乗中あるいは駅の構内（改札口の内側）にいる被保険者が、傷害を被り、死亡・後遺障害に至った場合

### ★ [乗り物の火災による傷害事故例]

- ・自動車、電車、バスなどの乗り物の火災により死亡・後遺障害に至った場合

## 4. 見舞金が支払われない主な場合

- ・故意、重過失によるもの
- ・自殺、けんか、犯罪行為によるもの
- ・自動車等の無資格、酒気帯び運転によるもの
- ・地震、噴火、津波によるもの
- ・職務としての荷役作業、乗り物の修理・点検・整備・清掃作業に起因する事故によるものなど

## 5. 見舞金のご請求方法

- ・保険事故が発生した場合、まずは取扱代理店にご連絡ください。  
※被保険者がお亡くなりになられた場合は、代表相続人よりご連絡をお願いいたします。

# 【JAすこやかダイヤルのご案内】

JAで年金をお受け取りの方々にJAならではのうれしいサービス！  
以下の各種ご相談を無料でお受けいたします。お気軽にご利用ください。

JAすこやか  
ダイヤル

無料  
相談

0120-180-860

JA名のあとに受けたい相談をオペレーターに伝えるだけです。

## 健康・介護相談（365日・24時間）

健康・介護等に関するご相談を専門スタッフがお受けいたします。  
（ただし、病状の診断や判定は行いません。）

## 年金相談

（火・水・木曜 午前10時～午後5時）  
※祝日・年末年始は除きます。

公的年金に関するご相談を社会保険労務士がお受けいたします。（ただし、年金受取額の計算や受給資格判断は行いません。）

## 税務相談

（水曜 午前10時～午後5時）  
※祝日・年末年始は除きます。

税金に関するご相談を税理士がお受けいたします。（相続税・贈与税・所得税に関するご質問など）

## 法律相談

（水曜 午前10時～午後5時）  
※祝日・年末年始は除きます。

法律に関するご相談を弁護士がお受けいたします。（相続、離婚、損害賠償に関するご質問など）

## 専門医相談（365日・24時間）

病気に関するご相談を専門医がお受けいたします。（ただし、精神科、心療内科は除きます。）

## 栄養相談（365日・24時間）

食生活の改善に、栄養士が適切なアドバイスをいたします。

- ・本サービスは、共栄火災海上保険株式会社および同社の提携業務先から提供いたします。
- ・専門医・栄養相談は予約になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・当サービスは予告なく変更することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で、予約受付を行っております。予約で一杯になり、ご予約ができない場合もございますので、ご了承ください。

★お問い合わせは・・・

＜取扱代理店＞

株式会社静岡ジェイエイサービス  
住所：静岡市駿河区曲金3-8-1  
電話：054-284-9535

＜引受保険会社＞

共栄火災海上保険株式会社 静岡支店 静岡支社  
住所：静岡市葵区両替町2-6-5  
電話：054-253-5145